

総合討論の概要

土肥（司会）：まず会場のフロアからの発言を求める。

倉内（滋賀山遊会，熊森協会）：復位県美浜町の野坂山地でブナ林を伐採して風力発電をおこなう計画がある。20～25kW の風力発電をストップさせ、ブナ林の伐採をやめさせる運動をしている。風力発電について最も懸念されることは、福井県は原発に財政を依存し、美浜町は産業が特になく、風力発電に依存しており、また環境アセスメントの第1段階が終わって第2段階の方法書提出になって、ストップがかかり難くなっていることである。現在尾根の一部を伐採して塔を建てている。相当の投資をしているのでストップをかけにくい。ブナ林の大切さはよく知られているが、切ってしまうと元に戻せない。福井県という特別の地域の問題であるが、そういうことについてお知恵を借りたい。

中川：磯部さんの報告への質問だが、レジメの3ページに「氾濫域を流域の対象にすべき」との記述があるが、国土問題 83 号の磯部論文では「氾濫域を治水の対象とする」となっていた。その意味について聞きたい。従来の流域の概念では「集水域」という意味合いが強い。もう一つ、奥西さんの報告について、下流河川でのピーク流量の他に、斜面崩壊も関係するので、総雨量も問題にすべきではないか。

司会：続いてリモート参加の方の発言を求めたいが、発言要求がないので、質問への回答を。

磯部：流域治水関連法案では氾濫域を流域に含めることになったわけであるが、氾濫域を治水の対象とするために、上流と下流をつなぐという意味合いである。岡山平野などを考えると、氾濫域が隣の流域に及んだりするので、「流域圏」という、もっと広い意味の概念も必要になる。

奥西：総雨量を定めて、斜面崩壊の防止を図るという法規定もあるべきだと考えられるが、実際にはない。施工上の規定、例えば盛土の締固めとか、法面の小段とかがあるが、抜け道もある。水害防止のための規定では合理式という時代遅れの予測式を使うことになっているが、そこでは降水のピーク流量は雨水集中時間内のピーク降雨強度に比例するので、30年確率のピーク降雨強度に対応することが必要とされる。

大豊：風力発電には、従来森林開発が入らなかった分水嶺付近を開発するという特徴がある。開発の余地がまだあると言うことで、投資会社は太陽光から風力にシフトする傾向が顕著になっている。風力発電が有利な地域は日本海側に多いが、そこでは冬には強い風が吹くが夏には風が弱く、本当に有利かどうか、問題があるにもかかわらず、貴重なブナ林を伐採してでもやるべきか、問題である。開発者は、ブナの木材としての価値とブナ林の環境価値を秤にかけるとも必要もある。環境問題は重要であり、アセスや開発の段階が進んでいるからと言ってあきらめる必要はまったくない。

久守さんから法律の枠組みの話があった。奥西さんから森林法の森林保全の規定に具体性が欠けるといいう指摘があったが、砂防法その他の法規定をフル活用する必要がある。ブナ林の重要性については、国民的世論を盛り上げる必要がある。また、問題点の一つとして、発電モジュールが建築物または工作物として認められないという抜け道が挙げられる。

司会：改めてリモートの参加者からの発言を。

村上（滋賀県，熊森協会）：奥山の自然保護に取り組んでいる。森林が針葉樹ばかりになって動物が住める状況ではない。その中で野坂山地の風力発電のためのブナ林の伐採は深刻である。他にも高時川源流で風力発電の計画がある。トチノキの保全を果たした実績もあるが、奥山の環境が悪くなると、熊などが人里に出没するようになる。それで野生動物の生息域を一気に失うことはどうしても避けたい。

報告で開発計画を止める4つの理由が述べられたが、他の視点からの運動もあり得ると思う。

奥西：林地開発の法規定には、残念ながら、森林の質に配慮する条項がない。その理由の一つは、森林法は古い法律であるため、林業保護が主で、自然保護は従の関係になっていることである。ブナ林は洪水防止機能という観点からも重要である。法律はとことん活用すべきであるが、法律に頼り切るのではなく、国土を守るために森林保全を訴えてゆく必要がある。

室谷（熊森協会会長，弁護士）：林地開発許可について、法律論だけでは駄目だという側面もあるが、法律論的な闘いも不十分である。各地域で闘っている人と連帯が進みつつある。こういう問題も含めて前進してゆくために各団体のゆるやかなネットワークを作って全国展開することを試みている。

最近、国有林の中で巨大な風力発電をおこなう計画に、国有林のありかたとの関連で取り組んでいる。

上野：磯部さんが報告された流域治水の問題だが、国土問題 83 号で私も流域治水について少し書いている。気候変動をふまえた治水提言の問題点、我が国の治水政策の流れ、流域治水の理念について今後考えてゆく必要がある。中身を詳細に紹介する時間がないので、是非この論文を読んでいただきたい。

村上（熊森協会）：今日配布した資料は Change Organization に提出したものだが、地元の皆さんとのつながりが薄い。マスコミの取り上げに期待している。最近京都新聞滋賀本社が関心を示してくれている。

奥西：室谷さんから発言があったように、環境を守るための運動において、全国でいろんな問題意識をもっている人が多いと思われる。連絡組織づくりの動きは心強い。

今回の報告討論会のまとめとして、報告1と報告2で論点が噛み合っていないが、国土保全という観点の重要性と大きな問題があることが明らかにされたと思う。報告された環境の危機について、処方箋的な対策は十分示せなかったが、今後、題解決に向かったの考え方を明らかにすることができたと思う。

個人的な感想として、磯部報告に、流域治水関連法と言いながら、個々の場面で流域治水等言葉が出てこないと言う指摘があったが、その一因として、流域治水を河川法だけでやろうとしていることの限界が露呈しているのではないかと思う。本来なら流域治水基本法などという法律があって、その下に森林法、河川法、都市計画法など、流域の各部分で治水対策を律する法律があってしかるべきではないか。

司会：追加発言が無いようなので、これで総合討論を終了する。